

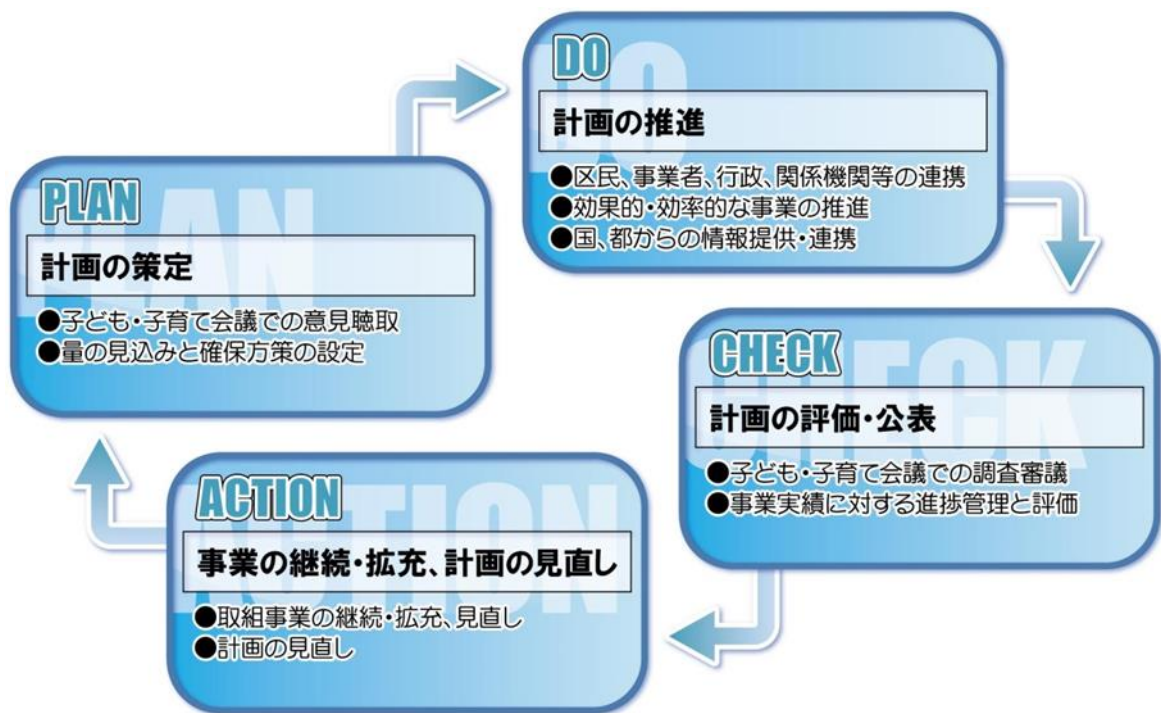
中央区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の管理について

1 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

●中央区子ども・子育て支援事業計画 第7章 より

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、中央区子ども・子育て会議を定期的に行い、その結果を公表します。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態も考えられます。そうした状況を踏まえつつ、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。



2 点検・評価の基本的な考え方

国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、本区子ども・子育て支援事業計画第5章に掲げる主な事業の量の見込みと確保方策について、計画上の施策・事業の状況、実績数値などをもとに点検・評価を行うこととし、本区子ども・子育て会議で審議をしていきます。

3 点検・評価の進め方

- (1) 施策の実績数値等から、計画数値と比較し点検・評価します。

各施策への取組状況に対する評価とともに、課題等についても記載します。

- (2) 各事業に対する子ども・子育て会議委員の個別評価

点検・評価に関する委員の個別意見については、上記評価に併記して記載します。

- (3) 区の方角性の記載

(1)、(2)を踏まえた区の方角性の方向性を示します。

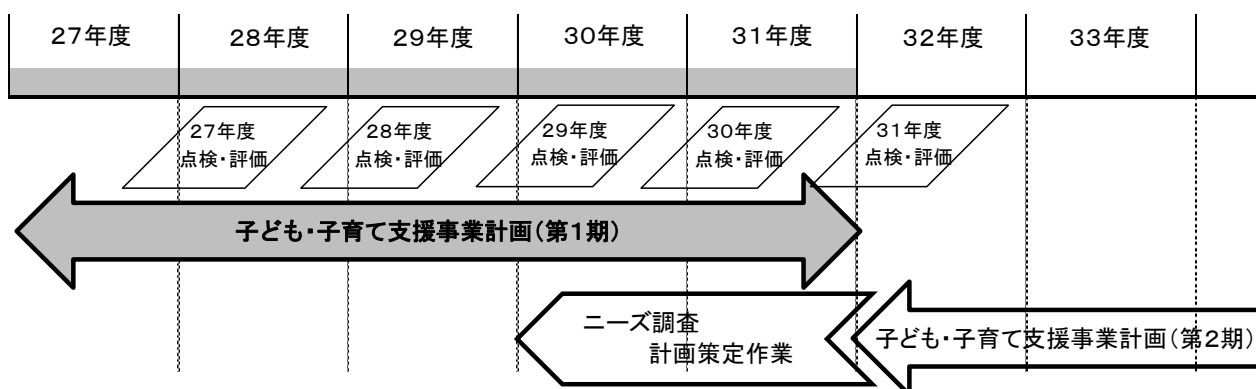
- (4) 計画の見直し

計画を進めていく上で、人口推計、需要など直近の実績等から見直す必要がある場合は、中間年（平成29年）を目安に、子ども・子育て会議で審議の上調整数値として現計画に併記します。現計画の数値全体を見直すことはしない予定です。

- (5) 利用者等の意見

計画全体としてのアンケート調査等は実施しない予定です。個別の事業・取組に対する意見や区政世論調査等を活用していくとともに、第2期計画策定におけるニーズ調査に評価アンケートを含める方向で検討します。

●点検・評価のスケジュール



- (6) 子ども・子育て支援事業計画以外の計画について

本区子ども・子育て支援事業計画第4章に掲げる事業・取組については、当該年度における実施状況を公表する。

●教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号） 抜粋

第3の6項（3）子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の（一）又は四の2の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。